議案第９０号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第１項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

１　相手方ら　　河内長野市錦町 11 番５
特定非営利活動法人Ｎ・Ｒ・Ｙ　代表者代表理事　坪佐　佳史
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

２　事件名　　不法行為に基づく損害賠償等請求事件

３　請求の趣旨及び請求の原因

（１）　請求の趣旨

①　特定非営利活動法人Ｎ・Ｒ・Ｙは、本市に対して、2,122,245 円を、うち 1,546,461 円は■■■■と連帯して及びこれに対する令和元年 10 月 26 日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

②　■■■■は、本市に対して、1,546,461 円を特定非営利活動法人Ｎ・Ｒ・Ｙと連帯して及びこれに対する令和元年10月26日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

③　訴訟費用は相手方らの負担とする。

（２）　請求の原因

特定非営利活動法人Ｎ・Ｒ・Ｙ(以下「相手方法人」という。)は、障害福祉サービス等を実施したとして、本市に対して介護給付費等を請求し、本市は相手方法人にこれを支払ったが、その請求の一部は、実際には実施されていない障害福祉サービス等に係る請求(以下「不正請求」という。)であった。

本市は、相手方法人に対し、不正請求に係る金員の返還及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による加算金の支払いを求めたが、相手方法人は応じていない。

なお、相手方法人の代表理事である坪佐佳史は、不正請求を指示し、又は不正請求を防止する義務を負うにもかかわらず、これを怠った。

以上により本市に損害が生じたため、相手方らに対し、その賠償及び遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起するものである。

４　事件に関する取扱い及び方針

（１）　下村　泰を訴訟代理人と定める。

（２）　判決の結果必要がある場合は、上訴する。

（３）　本市は、上記訴訟において和解をすることができる。

令和元年 12 月 20 日　提出

羽曳野市長　北　川　嗣　雄